別紙様式31

主治医から成年後見用の診断書を受け取った皆様へ

－診断書の内容に相当する正しい申立てをするために－

旭川家庭裁判所

主治医の先生に成年後見用の診断書を出してもらいましたか？

その結果はどうでしたか？

診断書のうち，「３　判断能力判定についての意見」という欄をご覧ください。

３　判断能力判定についての意見（下記のいずれかをチェックするか（意見）欄に記載する）

□　自己の財産を管理・処分することができない。

□　自己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要である。

□　自己の財産を管理・処分するには，援助が必要な場合がある。

□　自己の財産を単独で管理・処分することができる。

この欄のうち，１番上の□　**自己の財産を管理・処分することができない**に☑が付いた場合は**後見開始**の申立てが相当ですが，

２番目の□　**自己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要である**　や

３番目の□　**自己の財産を管理・処分するには，援助が必要な場合がある**　に☑が付いていませんか？

もし，２番目の□　**自己の財産を管理・処分するには，常に援助が必要である**　に☑が付いた場合には後見開始や補助開始ではなく，**保佐開始**の申立てが相当です。

また，３番目の□　**自己の財産を管理・処分するには，援助が必要な場合がある**　に☑が付いた場合には，後見開始や保佐開始ではなく，本人の同意を得た上で，**補助開始**の申立てが相当です。